

内閣参考質二一三第四〇号

令和六年三月一日

内閣總理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員石垣のりこ君提出志賀原子力発電所の損傷した変圧器の耐震性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員石垣のりこ君提出志賀原子力発電所の損傷した変圧器の耐震性に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「今回損傷した変圧器」のうち、北陸電力株式会社（以下「北陸電力」という。）志賀原子力発電所二号機の主変圧器は、令和四年四月二十一日に三菱電機株式会社が公表した「当社の特別高圧以上の一部の変圧器における不適切行為に関する件」における「本件不適切行為の対象製品」であり、同発電所一号機の起動変圧器は、当該製品ではないと承知している。

二について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に御指摘の「調査」が令和四年五月二十五日及び同年十月二十日に三菱電機株式会社が公表した「当社における品質不適切行為に関する調査結果について」に係る調査を指すのであれば、その内容について政府としてお答えする立場はない。

三及び四について

御指摘の「三百九十九ガル」は、北陸電力志賀原子力発電所一号機の原子炉建屋地下二階に設置された

地震計で記録された最大加速度であるため、「今回損傷した変圧器は三百九十九ガルで損傷している」及び「変圧器が五百ガル以下の地震動で損傷した」との御指摘は必ずしも当たらないと考えているが、御指摘の「今回損傷した変圧器」については、現在、北陸電力において、「損傷した原因等」について調査が行われているところであり、その結果がまとまり次第、原子力規制委員会に報告されると承知している。当該報告の内容については、同委員会において公表し、規制に反映すべき知見があるか否かについて検討することとなる。